

## 議第148号

### 滋賀県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

滋賀県固定資産評価審議会条例（昭和37年滋賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第401条の2第6項」を「第401条の2第5項」に改める。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。